平成２２年（フ）第１７８１４号
東京都板橋区西台２丁目24―21―207
債務者　楢原　和代
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８１９号
東京都大田区東蒲田２丁目24―１　伊藤方
債務者　土谷　啓子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８５３号
東京都世田谷区深沢６―33―６―102、住民票上の住所京都府宇治市大久保町平盛31―１
債務者　川野　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８５４号
東京都大田区南雪谷４丁目８―13　沢田方
債務者　谷口　育子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８９１号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺東５丁目９―17Ｆ―101
債務者　中尾　悦子（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８９２号
千葉県船橋市大穴南５丁目25―30―101
債務者　河原井春絵
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９３２号
東京都台東区千束２丁目25―４―802
債務者　今西　盛好
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９８１号
埼玉県比企郡小川町東小川１丁目９―９
債務者　丸山　真一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９８５号
千葉県千葉市花見川区柏井１丁目32―13―202
債務者　日水　富久
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５２号
東京都町田市常盤町2980番地１グランドコート101
債務者　小島　雅哉
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４７０号
東京都国立市谷保6694番地の１アルテミスガーデン103
債務者　名和　宏之
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４８０号
東京都狛江市東和泉２丁目14番２号第３錦流荘101号室
債務者　柳澤　辰猪
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７９号
栃木県那須塩原市上厚崎278番地10
債務者　山澤　　博
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７０号
千葉県市川市菅野２丁目１番３号　ティーズフラット104号
破産者　島　　昌弘
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２２号
千葉県八千代市ゆりのき台４―７―２　プルミエ405、住民票上の住所千葉県八千代市ゆりのき台４丁目16番地10
破産者　尾形　源二
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８４０号
東京都八王子市別所２丁目61番
破産者　タダミネ株式会社
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部